

## 京都府医療機関・社会福祉施設等経営改善支援事業費補助金交付要領

### (趣旨)

第1条 知事は、物価高騰により厳しい経営状況にある医療機関や社会福祉施設等の事業継続と経営改善を支援するため、各施設等が行う経営改善や経営基盤の強化に資する取組に要する経費に対し、補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号。以下「規則」という。）及びこの要領の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 病院 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院をいう。
- (2) 診療所 医療法第1条の5第2項に規定する診療所をいう。
- (3) 助産所 医療法第2条第1項に規定する助産所をいう。
- (4) 施術所 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第9条の2第1項又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第19条第1項の規定により開設した施術所をいう。
- (5) 歯科技工所 歯科技工士法（昭和30年法律第168号）第2条第3項に規定する歯科技工所をいう。
- (6) 介護サービス事業所等 別表1の介護サービス事業所等の項サービス種別の欄に掲げるサービスを提供する事業所をいう。
- (7) 障害者施設等 別表1の障害者施設等の項サービス種別の欄に掲げるサービスを提供する施設をいう。
- (8) 児童養護施設等 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設及び児童心理治療施設をいう。
- (9) 保育所等 児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園、同法第3条第1項の認定を受けた保育所、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第5項に規定する地域型保育事業を行う事業所及び児童福祉法第59条の2に規定する認可外保育施設をいう。
- (10) 薬局 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第12項に規定する薬局をいう。

### (補助対象事業等)

第3条 補助金の補助対象となる者（以下「補助対象者」という。）及び補助金の交付の対

象となる事業（以下、「補助対象事業」という。）、補助対象経費、補助率、補助限度額は、別表 2 に定めるとおりとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、補助対象事業には、国又は府が交付する他の補助金等の交付を受けている事業を含まないものとする。ただし、知事が必要と認める場合は、この限りではない。

（補助金の額等）

第 4 条 補助金の額は、別表 2 に定める事業ごとに、補助対象経費に補助率を乗じて得た額及び補助限度額を比較していずれか少ない額を限度とする。

- 2 補助金の額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（交付申請）

第 5 条 規則第 5 条に規定する申請書（以下「交付申請書」という。）は、別記第 1 号様式によるものとし、別表 2 中「補助対象者」に掲げる区分ごとに知事が別に定める期日までに提出するものとする。

- 2 規則第 5 条の規定により補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に基づく仕入れに係る消費税及び地方消費税として控除することができる部分の金額に補助対象経費に占める補助金の額の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付決定等）

第 6 条 知事は、交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、規則第 6 条に規定する交付決定の通知を行うものとする。

（補助事業の変更）

第 7 条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ別記第 2 号様式による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

（補助事業の中止又は廃止）

第 8 条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ別記第 3 号様式による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 規則第13条に規定する実績報告書は、別記第4号様式によるものとし、別表2中「補助対象者」に掲げる区分ごとに知事が別に定める期日までに知事に提出するものとする。

(証拠書類の保管)

第10条 補助事業者は、当該補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整理保管しなければならない。

2 補助事業者は、前項の調書又は帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日の属する年度の終了後10年間保存しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第11条 補助事業者は、補助事業完了後に申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに、知事が別に定める様式による報告書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じることができる。

(財産の管理及び処分)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了した後も補助事業により取得し、又は効用が増加した財産(以下「取得財産」という。)を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。

2 規則第19条ただし書に規定する知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数とし、同条第2号に規定する知事が別に定める財産は、取得価格又は効用の増加価格が30万円以上のものとする。

3 知事は、規則第19条の承認を受けた補助事業者に対し、当該承認に係る取得財産の処分により収入があったときは、その収入の全部又は一部を府に納付させることができるものとする。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年8月17日から施行し、同年7月5日以降に実施された事業に係る補助金から適用する。

別表 1 (第 2 条関係) 別紙のとおり

別表 2 (第 3 条関係) 別紙のとおり